



横手市では、安心して妊娠・出産・子育てができるよう、妊娠期から子育て期まで切れ目なく相談やサポートを行う伴走型相談支援と妊婦のための支援給付金を支給する経済的支援を一体的に行います。妊婦のための支援給付金は流産・死産・人工妊娠中絶をされた方も対象になります。



←こちらの二次元コードもご覧ください

経済的支援

妊婦のための支援給付金1回目 〈妊婦給付認定申請〉

～妊娠届出時に申請書をお渡しします～

妊婦1人につき
5万円

※妊婦のための支援給付金1回目は、産科医療機関を受診し胎児心拍を確認し妊娠の届出をしていること。

妊婦のための支援給付金2回目 〈お子さん(胎児)の数の届出〉

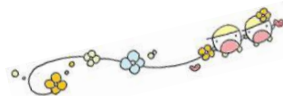
～赤ちゃん訪問時に申請書をお渡しします～

お子さん(胎児)1人につき
5万円

【申請に必要な書類】

- 申請書
- 本人確認書類 ≪申請者(妊婦または妊婦であった者)の現住所の記載がある運転免許証や個人番号カードの表面等≫
- 口座確認書類 ≪キャッシュカードや通帳見開きページなど≫

※横手市以外から母子健康手帳の交付を受けている方は、「母子健康手帳の表紙」と「妊娠中の経過ページ」の写し、あるいは、医療機関が発行した妊娠している(または妊娠していた)ことがわかる証明書を添付してください。



伴走型相談支援

～切れ目なく妊娠・出産・子育てをサポートします～

妊娠届出時

保健師・助産師がすべての妊婦さん等と面談し、出産までの見通しを立てたり支援サービスを紹介します。

妊娠7～8か月頃

アンケートにご回答いただき、出産に向けた相談に応じます。

※妊婦一般健康診査受診票(白⑤)を使用する際に、一緒に医療機関へ提出ください。

赤ちゃん訪問時

保健師・助産師がすべてのご家庭に訪問し、子育て支援サービスの紹介や育児相談に応じます。



上記のほか随時相談を受付しております。いつでもご相談ください。

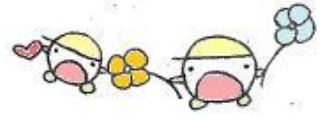
【お問い合わせ先】

横手市健康推進課

電話 0182-33-9600

裏面もご覧ください





Q. 産科医療機関を受診していませんが、市販の妊娠検査キットでは妊娠反応があります。妊婦のための支援給付金1回目はどうなりますか。

A. 産科医療機関を受診し胎児心拍を確認をいただくことと、妊娠の届出をすることが支給要件となります。給付金の申請書は妊娠届出時の面談においてお渡します。

Q. 妊娠届出後に転出する(した)場合、妊婦のための支援給付金1回目はどうなりますか。

A. 原則、申請日時点で住民登録をしている市区町村に申請し給付となります。

Q. 出産後に転出する(した)場合、妊婦のための支援給付金2回目はどうなりますか。

A. 原則、申請日時点で住民登録をしている市区町村に申請し給付となります。

Q. 市外で里帰り出産をします。妊婦のための支援給付金2回目はどうなりますか。

A. 原則、申請日時点での住民登録をしている市区町村に申請し給付となります。
横手市では、赤ちゃん訪問時に申請書をお渡します。赤ちゃんお誕生後に市保健師・助産師よりすべての家庭へ連絡をしますので、その際にご相談ください。

Q. 申請してから、どのくらいの期間で振り込まれますか。

A. 申請を受理してから申請書の口座情報等の記入に不備がなければ、おおむね1～2か月後に給付金が振り込まれます。

Q. 流産、死産(人工妊娠中絶を含む)の場合は、どうなりますか。

A. 妊娠の届出をした後、令和7年4月1日以降に流産、死産(人工妊娠中絶を含む)した場合は、妊婦のための支援給付金2回目の対象となります。問い合わせ先へご相談ください。

Q. 赤ちゃんが出生後に死亡した場合は、どうなりますか。

A. 令和7年4月1日以降赤ちゃんが出生後に死亡した場合は、妊婦のための支援給付金2回目の対象となります。問い合わせ先へご相談ください。

Q. この給付金は課税所得に該当しますか。

A. 課税対象になりません。

